
第2章 明治時代の消防

● 町火消から消防組へ

明治維新によって誕生した新政府は、幕藩体制に替わる新しい政治機構の樹立に忙しく、消防事務の行政機構への組入れに本格的に着手することができなかった。このため首都に定めた東京の消防事務も短期間に目まぐるしく所管が替わり、地方都市に至ってはほとんど空白状態であった。人員、機材も江戸時代のままで、「町火消」を「消防組」と名前を変えた程度であり、消防事務の行くべき方向すら示すに至らなかった。

東京においては、旧幕の武家による武家火消制度を廃止し、町火消だけを残した。「いろは四十八組」の内十二組を廃止し、本所、深川十六組を合わせて三十九組に編成替えて六大区に配置した。地方都市も大体東京にならい、小都市では、地元の有力者による自衛的な存在であった。

明治6年(1873)2月18日、消防事務を所管する司法省警保寮が、「警察事務心得」によって「消防事務は治安の一方法として警察事務と定む」と打ち出し、新政府の消防事務の方針が定まった。翌7年1月9日、司法省警保寮が、内務省の発足とともに移管され、消防事務は内務省に属することになった。地方都市も新たに発足した警察機構の所管となり、ここに近代消防の夜明けが訪れることになった。

明治7年1月28日、「消防章程」の制定によって明治新政府の消防体制が確立し、東京府下の消防は大警視(警視総監)統括のもと、

各大区は警視、各出張所は小警視がそれぞれの消防組を指揮し、各消防組に警部1名、巡査6名をもって監督させることとした。また、消防分遣所を25箇所設置し、冬の間、消防組員を宿直させ、費用は国庫より支出することとした。地方都市の消防組も、この頃から警察署に所属する消防組に切り替わっていった。

新しい機構の消防組織になって偉力を発揮したのが英国製腕用ポンプ9台の輸入であった。これにより九組(一組22人編成)のポンプ組が編まれ、火事場において目ざましい成果をあげた。この後国産腕用ポンプが製造されて消防組は大きく進歩した。腕用ポンプの威力は地方の消防にも知れ渡り、急速に普及して腕用ポンプ時代となった。

明治13年(1880)、国内では、西南戦争も治まり、治安の強化・確立政策が推進され、東京の消防機構は欧州先進国の制度にならう新しい編成となった。6月1日、内務省警視局の下に消防本部を創設、我が国初めての消防中隊制という制度を採用、さらに腕用ポンプが増強されて新威力を加えた。

やがて、明治17年(1884)7月1日、消防機構は新しい時代を迎えた。そのきっかけとなったものは蒸気ポンプの採用であった。東京における蒸気ポンプの導入は、明治3年(1870)に一台輸入されたが、道路事情も悪く、機械に不慣れなこともあつ

て戦力化出来なかった。その後改めて蒸気ポンプの威力が認められて採用され、これに加えてドイツ式腕用ポンプ 40 台を新たに購入、江戸時代からの龍吐水を全廃した。

蒸気ポンプは、この頃から火事場で著しい威力のあることが認められ、大火の多い都市などが次々と配備したため急速に普及し、ここに腕用ポンプから蒸気ポンプへの移行が始まった。

それは、これまでの破壊消防中心から、注水消防中心への移行であり、積極的な消防法として消火力を飛躍的に増強することとなった。

明治 17 年には、消防本署庁舎が建設され、事務能率の向上が図られた。また、明治 24 年には、警視庁の組織、機構の改革が行われ、消防本署も名称を消防署と改め、同時に消防職制も改正された。

地方都市も、内務省警保局の指導により、東京の制度にならって次々と警察官指揮の消防組編成を行い、新たに蒸気ポンプを購入し、常備消防体制を築き始めた。

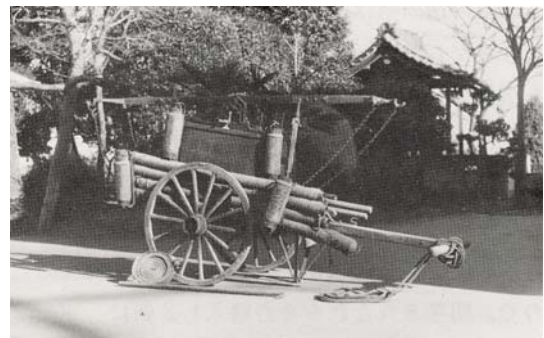
● 腕用ポンプの普及

わが国に最初に登場した腕用ポンプは、万延元年（1860）、横浜の居留地が輸入したものであった。明治 3 年（1870）には、東京府が初めて、蒸気ポンプ 1 台、馬引腕用ポンプ 4 台、小型腕用ポンプ 1 台を英国から輸入したが、蒸気ポンプは当時の道路事情や技術の未熟さから使いものにならず実用化しなかった。次いで神奈川県が 9 台、大阪府が 8 台の英国製腕用ポンプを二千ドルという高い

値段で輸入して消防組に配備した。

明治 6 年（1873）川路利良大警視が欧州消防事情視察から帰国する際、英国から腕用ポンプ一台を持ち帰り、試験をしたところ極めて性能の高いことが認められた。翌 7 年には市原求が国産を開始した。次いで明治 8 年（1875）、警視庁が腕用ポンプ 9 台をフランスから輸入して新ポンプ組を編成すると、その威力は顕著なものがあつたため、腕用ポンプの評価が高まって急速に普及し、江戸時代からの龍吐水に替わり腕用ポンプ時代を迎えることとなった。

明治 10 年（1877）、国内勸業博覧会に出品された市原式国産手押ポンプが賞を受けて広く知られ、高く評価された。このポンプは、放水量一分間に一石六斗～三石五斗、価格は 445 円であつた。その放水量に人々は目を見張った。



腕用ポンプ

● 蒸気ポンプの時代へ

蒸気ポンプは、東京府が明治 3 年（1870）に初めて 1 台輸入したが、先に述べたように、当時のような道路事情、技術力の未熟な中では、その性能を発揮することができず、ついに実用化しなかった。

しかし、消防事情は年々変化、都市の消防は火災に対してますます弱点を露呈し（腕用ポンプでは、いくら性能が良いといっても限界がある）、次第に増加する大火に対抗することが不可能な状態になった。そこで消防当局は諸外国の事情を調査し、どうしても機械力を導入しなければ激化する大火に消防機関としての^{かなえ}鼎の軽重を問われるような差し迫った状況を認識するに至った。

明治17年（1884）、警視庁消防本署は、英国製蒸気ポンプと駆送馬車を1台ずつ輸入して消防本署に配置し、実際の火事場で試験したところ、これまでの腕用ポンプとは比較にならない高性能を有し、たちまち火を消してしまうことが実証された。これによって、翌18年にはさらに2台を輸入して消防組に配置し、消防力は飛躍的な発展をみるに至り、蒸気ポンプは、消防の花形として普及し始め、腕用ポンプの時代から蒸気ポンプの時代へと移行することとなった。



蒸気ポンプ

● 蒸気ポンプからガソリンポンプへ

明治27年（1894）2月9日、勅令第15号「消防組規則」が制定され、いわゆる義勇消防であった私設公設消防組は根本的に改革され、府県知事運営による、警察署長指揮の官制消防組に衣替えすることとなった。これにともない新たに制定された「消防組規則施行細則」で、組織・分掌・任免・権限・服務心得等が細分規程され、消防組は法律の規定に基づく消防制度として再編されたのである。

東京市においては三多摩地区の消防組が改組され、大阪市は四警察署所属の消防組として常備消防部を発足させるなど、各地で大きな改革が行われた。

一方、消防機械の面では、明治32年（1899）、国産蒸気ポンプの完成により、従来の輸入ポンプの半分以上の価格になったことから急速に普及し、大都市の常備消防化の促進に、大きな役割を果たした。

また、その他の都市でも次々に消防組の編成替えが行われ、機械、人員、予算、組織にも特別な配慮がなされ、明治40年頃までには小都市に至るまで実施された。

日清・日露の両戦争で勝利を収めたわが国ではやがて産業が勃興し、都市が急速に発展した。めざましい経済成長につれて、消防事象の複雑化が問題となり、これに対処すべく消防力の整備拡充が急テンポで行われ、その結果大都市の大火は減少した。しかし、地方都市の大火はかえって増大したため、都市の規模・機能に見合った消防力の早急な整備が叫ばれることとなった。

明治中期から大正にかけては、消防機関の装備や施設にも時代を反映したものが登場してきた。

明治 26 年 (1893)

東京の消防署に救助袋を配置

明治 31 年 (1898)

大都市に上下水道が完成

消火栓直結放水が可能となった

明治 36 年 (1903)

伸長式救助梯子車を初輸入

大正 4 年 (1915)

国産消防ポンプ自動車完成

大正 6 年 (1917)

火災専用電話が登場 (東京・大阪)

これらを見ると、日ごとに複雑化していく消防事象への真剣な対応ぶりがうかがわれる。

やがてガソリンポンプが製造されるや、消火能力は一段と向上した。

放水するまでに時間を要することなく、手軽で軽快に運べるうえ、価格も比較的安いことから、各都市の消防組の間に急速に普及しはじめ、主力装備となるに至った。

「消防組規則」が制定されてから大正期に至るまでのこの時代は、消防の装備の面では、蒸気ポンプの全盛期が終わりを告げ、替わって登場したガソリンポンプの普及によって急速に機械化が進められ、間もなく登場してくる消防ポンプ自動車を中心とした時代の基礎が作られた。

消防行政組織の整備確立とあいまって、今日の官制消防の土台が築かれた時代であったといえる。

● ガソリンポンプの登場

明治末期になってガソリン機関が欧米で普及し始めた。米国はロータリー型、欧州はタービン型であった。この技術がわが国に伝わり、森田正治 (森田ポンプ (株) の創始者) がガソリン機関付消防ポンプと称する機械を明治 40 年 (1907) に完成した。これをさらに改良し、大正元年 (1912) に第一号車を丸岡消防組 (福井県) に納入した。

これに続き市原製作所も大正 4 年 (1915) に山形市消防組に納入した。これは、性能が良く、軽便であって地方都市の事情に適合し、その上価格も比較的安価であったため、大いに普及し、全国各地の消防組が続々と購入配備し、火事場で活躍した。

ガソリンポンプのエンジンは、2 気筒、4 サイクル、12 馬力の機関のものから、さらに大型のものまで作られるようになり、手引や馬引などがあった。しかし都市の発展につれて要求される消防力の増大やおりしも自動車時代に入りつつあった時代背景から、消防機関の主力装備とはならなかった。

● 消防組の整備

明治初期、町火消から消防組となったが、名ばかりの手当と社会奉仕を要求するいわゆる義勇消防で一時後退したが災害対策には他にこれといった手もなく、年を追って府県、市町村の公設消防組や私設の消防組織が編成され、相当な数に達した。し

かしこれらは、それぞれ独自の組織体で横の連絡もなく、相互援助や協力が十分行われないう極めて効率の悪いもので、なかには勢力争いの手段として、一町村内でいくつもの消防組が並立するなど弊害が目立ってきた。

一方、組頭により統括される組織だった消防組は、政党運動の下部組織に利用され、明治 23 年（1890）衆議院選挙の際には、流血事件にまきこまれるような事態も起きた。

そこで、これらの公設、私設の消防組を根本的に改革し、市町村の消防に役立つ機構にする必要に迫られ、全国義勇消防を整理統合すべく、明治 27 年（1894）2 月 9 日、勅令第 15 号で「消防組規則」が制定された。

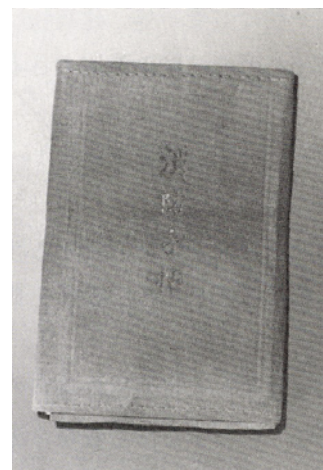
これにより消防組の組織、運営の基準が定まり、府県知事管掌、消防署長指揮監督の統一された組織が誕生した。また同時に内務省は、その施行規則を基準として示し、各府県で「消防組規則施行細則」を定め、消防組に関する細目を規定するよう指導した。

各市町村ではこれに基づき警察署の区域単位に消防組の編成替えが行われ、組頭一人、小頭及び消防手若干名で組織され、知事の指定した警察署長が指揮監督するようになった。組員には一定の被服を給与し、器具、建物は市町村が設置、経費も市町村が負担することと定めた。

この頃、大都市には蒸気ポンプ、地方には腕用ポンプが整備され、組員の操作訓練、規律も従来よりはるかに進歩した。このため火事に出動して活躍する消防組の消防力は増強され、住民の信頼も高まり、消防史に新しい時代が到来した。



消防組点検規則



消防手帳



法被（はっぴ）